

令和6年度立入検査指摘事項報告様式

項目	保健所名	指摘のあった 水道事業者数	備考
<b>1. 全般について</b>			
資格を持った水道技術管理者を計画的に設置すること。	中央東保健所	1	
水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を任命すること。	中央西保健所	1	
<b>2. 水道施設管理について</b>			
配水池について、適切な管理及び運営のため、敷地内の雑草等を取り除くこと。	安芸保健所	1	
取水及び浄水施設、配水池について、立入禁止の標識を設置すること。	安芸保健所	2	
取水及び浄水施設、配水池について、適切な管理及び運営のため、敷地内の雑草等を取り除くこと。	安芸保健所	2	
浄水施設において立入禁止の標識を設置し、立入時等以外は防護柵を施錠しておくこと。 水道施設には、防護柵・施錠・立入禁止表示等を設置すること。	中央東保健所	1	
取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井には、鍵を掛け、柵を設ける等みだりに人畜が立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要な措置を講じること。	中央西保健所	5	
水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を適切に行うこと。	中央西保健所	1	
立入禁止等の表示がない施設については看板等を設置すること。	幡多保健所	2	
施錠がない施設については、施錠設備を設置すること。	幡多保健所	1	
取水施設、中継地、配水池等は常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。	幡多保健所	4	
取水施設、中継地、配水池等の一部について、門柵や立入禁止表示を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	2	
緊急時対応について体制を整備すること。	幡多保健所	1	

3. 水質管理について			
色、濁りおよび残留塩素について1日1回以上検査を実施し、記録を5年間保管すること。	安芸保健所	3	
毎日検査において遊離残留塩素が0.1mg/L未満となる管末があったため、0.1mg/L以上保持するように対策し、その対応について記録すること。	中央東保健所	1	
毎日検査については、残留塩素濃度(0.1 mg/L以上)、色、濁りについて確認し、記録漏れがないようにすること。	中央東保健所	1	
定期的水質検査について、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行うこと。	中央西保健所	4	
毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定すること。	中央西保健所	1	
水道水中のクリプトスポリジウム等対策について、浄水施設の整備期間中においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。	中央西保健所	2	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常を察知した場合は、直ちに原因を究明し復旧させること。</li> <li>・健康危害のおそれがある場合は、検査結果を待たずに給水停止や住民への告知を検討すること。</li> <li>・迅速に対応できるよう連絡体制、判断基準等を明確にしておくこと。</li> </ul>	須崎保健所	1	
毎日検査の残留塩素濃度の値に変動がないため、正しく測定されているか確認すること。	須崎保健所	2	
給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすること。	須崎保健所	1	
土日も含めて、毎日の水質検査（色、濁り、消毒の残留効果）を実施すること。	幡多保健所	2	
給水栓における水の遊離残留塩素を0.1mg/l(結合遊離残留塩素の場合は0.4mg/l)以上保持するよう塩素消毒を行うこと。	幡多保健所	5	
水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定すること。	幡多保健所	1	
水道原水におけるクリプトスポリジウム等のリスクレベルに合わせて、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等および指標菌の検査を実施すること。	幡多保健所	2	
4. 健康管理について			
水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者全員を対象に健康診断（検便）を実施すること。	幡多保健所	1	
5. その他			
浄水施設について、手洗い設備の使用環境の整備を行うこと。	安芸保健所	2	
水安全計画を策定すること。	安芸保健所	2	
アセットマネジメントの導入を進めること。	安芸保健所	1	
水道事業等の運営に必要な人材の育成、技術者の確保を行うこと。	幡多保健所	1	